

条例・規則・厚生省令対照表

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年東京都条例第４３号）
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成２４年東京都規則第４７号）

※青字下線部が平成２４年１２月改正部分（平成２５年１月１日施行。波線の下線部は、平成２５年４月１日施行。）

条例	規則	省令（昭和２３年厚生省令第６３号）
目次 第一章 総則(第一条―第二十条) 第二章 助産施設(第二十一条―第二十四条) 第三章 乳児院(第二十五条―第三十二条) 第四章 母子生活支援施設(第三十三条―第四十条) 第五章 保育所(第四十一条―第四十八条) 第六章 児童厚生施設(第四十九条―第五十二条) 第七章 児童養護施設(第五十三条―第六十一条) <u>第八章 福祉型障害児入所施設（第六十二条―第六十九条）</u> <u>第九章 医療型障害児入所施設(第七十条―第七十二条)</u> <u>第十章 福祉型児童発達支援センター(第七十三条―第七十六条)</u> <u>第十一章 医療型児童発達支援センター（第七十七条―第七十九条）</u> <u>第十二章 情緒障害児短期治療施設(第八十条―第八十六条)</u> <u>第十三章 児童自立支援施設(第八十七条―第九十六条)</u> <u>第十四章 児童家庭支援センター(第九十七条―第九十九条)</u> <u>第十五章 雑則（第百条）</u> 附則 第一章 総則 （趣旨） 第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条の規定に基づき、東京都における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次条及び第四条において「最低基準」という。）を定めるものとする。	（趣旨） 第一条 この規則は、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。	目次 第一章 総則(第一条―第十四条の四) 第二章 助産施設(第十五条―第十八条) 第三章 乳児院(第十九条―第二十五条) 第四章 母子生活支援施設(第二十六条―第三十一条) 第五章 保育所(第三十二条―第三十六条の三) 第六章 児童厚生施設(第三十七条―第四十条) 第七章 児童養護施設(第四十一条―第四十七条) 第八章 福祉型障害児入所施設（第四十八条―第五十六条） 第八章の二 医療型障害児入所施設(第五十七条―第六十一条) 第八章の三 福祉型児童発達支援センター(第六十二条―第六十七条) 第八章の四 医療型児童発達支援センター（第六十八条―第七十一条） 第九章 情緒障害児短期治療施設(第七十二条―第七十八条) 第十章 児童自立支援施設(第七十九条―第八十八条) 第十一章 児童家庭支援センター(第八十八条の二―第八十八条の四) 附則 第一章 総則 （趣旨） 第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、附則第九十条並びに附則第九十四条第三項から第六項までの規定による基準 二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の居室及び各施設に特有

条例・規則・厚生省令対照表

		の設備に係る部分に限る。)、第十九条第一号(寝室及び観察室に係る部分に限る。)、第二号及び第三号、第二十条第一号(乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。)及び第二号、第二十六条第一号(母子室に係る部分に限る。)、第二号(母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。)及び第三号、第三十二条第一号(乳児室及びほふく室に係る部分に限る。)(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第二号(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第三号(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第五号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。)(第三十条第一項において準用する場合を含む。)及び第六号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。)(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第四十一条第一号(居室に係る部分に限る。)(第七十九条第二項において準用する場合を含む。)及び第二号(面積に係る部分に限る。)(第七十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四十八条第一号(居室に係る部分に限る。)及び第七号(面積に係る部分に限る。)、第五十七条第一号(病室に係る部分に限る。)、第六十二条第一号(指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。)、第二号(面積に係る部分に限る。)及び第三号、第六十八条第一号(病室に係る部分に限る。)、第七十二条第一号(居室に係る部分に限る。)及び第二号(面積に係る部分に限る。)並びに附則第九十四条第一項の規定による基準 三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条から第九条の三まで、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第二十六条第二号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)(第三十条第一項において準用する場合を含む。)及び第五号(調理室に係る部分に限る。)(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第三十二条の二(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第三十五条、第四十一条第一号(調理室に係る部分に限る。)(第七十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四十八条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第五十七条第一号(給食施設に係る部分に限る。)、第六十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)及び第六号(調理室に係る部分に限る。)、第六十八条第一号(調理室に係る部分に限る。)並びに第七十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)の規定による基準 四 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの 2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する
--	--	---

条例・規則・厚生省令対照表

設けなければならない。 (職員の一般的要件) 第六条 入所者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備えるとともに、児童福祉事業に熱意を有し、かつ、その理論及び実務について訓練を受けた者とする。 (職員の知識及び技能の向上等) 第七条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 児童福祉施設は、職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員として必要に応じ兼ねさせることができる。ただし、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。 (入所者への平等取扱原則) 第九条 児童福祉施設は、入所者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用負担によって、差別的な取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止) 第十条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第十一条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等(法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し、法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関し当該児童等の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める行為をするなどその権限を濫用してはならない。 (衛生管理等) 第十二条 児童福祉施設は、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。 3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、清	している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けられなければならない。 (児童福祉施設における職員の一般的要件) 第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 (児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等) 第七条の二 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。 (入所した者を平等に取り扱う原則) 第九条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止) 第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (衛生管理等) 第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望
---	---

条例・規則・厚生省令対照表

潔を維持できるよう入浴させ、又は清しきしななければならない。 (食事) 第十三条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねる他の社会福祉施設の調理室で調理する方法を含む。）により行わなければならない。 2 児童福祉施設は、入所者に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理する場合は、この限りでない。 4 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 (入所者及び職員の健康診断) 第十四条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。次項において同じ。）の長は、入所者に対する入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条、第十三条及び第十七条に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 2 前項に規定する入所者に対する健康診断を行った医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する表に記録するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施の解除又は停止等必要な手続について、児童福祉施設の長に勧	(入所者及び職員の健康診断) 第三条 条例第十四条第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われる場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td>児童相談所等における児童の入所前の健康診断</td><td>児童の入所時の健康診断</td></tr><tr><td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>定期健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table> 2 前項に規定する入所者に対する健康診断を行った医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければなら	児童相談所等における児童の入所前の健康診断	児童の入所時の健康診断	児童が通学する学校における健康診断	定期健康診断 又は臨時の健康診断	等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しななければならない。 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 (食事) 第十一条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 (入所した者及び職員の健康診断) 第十二条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td>児童相談所等における児童の入所前の健康診断</td><td>入所した児童に対する入所時の健康診断</td></tr><tr><td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table> 3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければなら	児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断	児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における児童の入所前の健康診断	児童の入所時の健康診断									
児童が通学する学校における健康診断	定期健康診断 又は臨時の健康診断									
児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断									
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断									

条例・規則・厚生省令対照表

告しなければならない。 3 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所者の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。 （給付金として支払を受けた金銭の管理） 第十五条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則に定めるところにより管理しなければならない。 （規程） 第十六条 児童福祉施設は、入所者の援助に関する事項その他施設の管理に関する重要事項について、規程を設けなければならない。 （帳簿の整備） 第十七条 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所者の処遇の状況を明らかにした帳簿を整備しなければならない。 （秘密保持等） 第十八条 児童福祉施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 （苦情への対応） 第十九条 児童福祉施設は、入所者又はその保護者等からの援助に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。 2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の解決に当たって、当該施設の職員以外の者を関与させなければならない。 3 児童福祉施設は、都道府県又は特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）から、当該施設の行った援助に関し当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に関し、指導又	（給付金として支払を受けた金銭の管理） 第四条 条例第十五条に規定する金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 当該児童に係る給付金及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。 二 児童に係る金銭については、給付金の支給の趣旨に従って用いるとともに、児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。 三 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に引き渡すこと。	ない。 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。 （給付金として支払を受けた金銭の管理） 第十二条の二 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。 二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。 三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。 四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。 （児童福祉施設内部の規程） 第十三条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。 一 入所する者の援助に関する事項 二 その他施設の管理についての重要事項 （児童福祉施設に備える帳簿） 第十四条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 （秘密保持等） 第十四条の二 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 （苦情への対応） 第十四条の三 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。 3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて
---	---	---

条例・規則・厚生省令対照表

は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。 （非常災害対策） 第二十条 児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、規則で定めるところにより行わなければならない。	（非常災害対策） 第五条 条例第二十条第二項に規定する避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月一回実施しなければならない。	必要な改善を行わなければならない。 4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。 （児童福祉施設と非常災害） 第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。 （大都市等の特例） 第十四条の四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県に」とあるのは「指定都市に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。 2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「都道府県（助産施設、母子生活支援施設又は保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市）」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）が」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）」と、「都道府県に」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」と読み替えるものとする。 3 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「児童相談所設置市が」と、「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審
---	--	---

条例・規則・厚生省令対照表

第二章 助産施設 (種類) 第二十一条 助産施設は、第一種助産施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院又は診療所であるものをいう。以下同じ。）及び第二種助産施設（同法第二条に規定する助産所であるものをいう。以下同じ。）とする。 (入所させる妊産婦) 第二十二条 助産施設は、法第二十二条第一項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のある場合に限り、その他の妊産婦を入所させることができる。 (第二種助産施設の職員) 第二十三条 第二種助産施設は、医療法に規定する職員のほか、一人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。 2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 (第二種助産施設と異常分べん) 第二十四条 第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのある場合は、第二種助産施設の長は、速やかに当該妊婦を第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させ、又は入院させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要する場合は、この限りでない。 第三章 乳児院 (設備の基準) 第二十五条 乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。 一 乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）十人以上を入所させる乳児院にあつては寢室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を、乳幼児十人未満を入所させる乳児院にあつては乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。 二 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。	(乳児院の設備の基準) 第六条 条例第二十五条第二号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる乳児院の規模に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一 乳幼児十人以上を入所させる乳児院 寢室の面積にあつては乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上とし、観察室の面積にあつては乳児一人につき一・六五平方メートル以上とすること。 二 乳幼児十人未満を入所させる乳児院 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上とすること。	議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）」とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と読み替えるものとする。 第二章 助産施設 (種類) 第十五条 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。 2 第一種助産施設とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の病院又は診療所である助産施設をいう。 3 第二種助産施設とは、医療法の助産所である助産施設をいう。 (入所させる妊産婦) 第十六条 助産施設には、法第二十二条第一項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。 (第二種助産施設の職員) 第十七条 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、一人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。 2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 (第二種助産施設と異常分べん) 第十八条 第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第二種助産施設の長は、速やかにこれを第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。 第三章 乳児院 (設備の基準) 第十九条 乳児院(乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)十人未満を入所させる乳児院を除く。)の設備の基準は、次のとおりとする。 一 寢室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。 二 寢室の面積は、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。 三 観察室の面積は、乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。 第二十条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。 一 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。 二 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上である
---	---	---

条例・規則・厚生省令対照表

(職員) 第二十六条 乳児院（乳幼児十人以上を入所させる乳児院に限る。）は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、<u>調理業務</u>の全部を委託する施設にあつては、<u>調理員</u>を置かないことができる。 一 医師又は嘱託医（小児科の診療に相当の経験を有する者に限る。） 二 看護師 三 個別対応職員 四 家庭支援専門相談員 五 栄養士 六 調理員 2 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院に限る。）は、次に掲げる職員を置かなければならない。 一 嘱託医 二 看護師 三 家庭支援専門相談員 四 調理員又はこれに代わる者 3 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 4 乳児院は、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者（合計して十人以上となる場合に限る。）に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。 5 心理療法担当職員は、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の規定による大学をいう。以下同じ。）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 6 前各項に規定するもののほか、乳児院の職員は、規則で定める基準を満たさなければならない。	(乳児院の職員) 第七条 条例第二十六条第六項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一 乳幼児十人以上を入所させる乳児院にあつては、看護師の員数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね<u>一・六人</u>につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上とすること。ただし、七人を下回らないものとする。 二 前号の乳児院において、看護師は、保育士又は児童指導員をもって代えることができること。ただし、乳幼児十人を入所させる乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を加えなければならない。 三 前号に規定する保育士を除き、乳幼児二十人以下を入所させる施設には、保育士を一人以上置くこと。 四 乳幼児十人未満を入所させる乳児院にあつては、<u>看護師</u>の員数は七人以上とすること。 五 前号の乳児院において看護師は、保育士又は児童指導員をもって代えることができること。	こと。 (職員) 第二十一条 乳児院(乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、<u>調理業務</u>の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。 4 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 5 看護師の数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね<u>一・六人</u>につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上(これらの合計数が七人未満であるときは、七人以上)とする。 6 看護師は、保育士又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。 7 前項に規定する保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる施設には、保育士を一人以上置かなければならない。 第二十二条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。
--	---	---

条例・規則・厚生省令対照表

（乳児院の長の資格等） 第二十七条 乳児院の長は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 一 医師（小児保健に関して学識経験を有する者に限る。） 二 社会福祉士の資格を有する者 三 乳児院の職員として三年以上勤務した者 四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める基準を満たすもの 2 乳児院の長は、二年に一回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。 （養育） 第二十八条 乳児院における養育は、規則で定めるところにより、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、人格の形成に資するものでなければならない。 2 乳児院は、入所している乳幼児の家庭環境の調整に当たっては、当該乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。 （乳児の観察） 第二十九条 乳児院（乳幼児十人以上を入所させる	ただし、一人は看護師を置かなければならない。 （乳児院の長の資格） 第八条 条例第二十七条第一項第四号に規定する規則で定める基準は、次に掲げる期間の合計が三年以上であること又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了することとする。 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は区市町村における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間 二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八条第一項に規定する社会福祉主事（以下「社会福祉主事」という。）となる資格を有する者にあつては、社会福祉に関する事業に従事した期間 三 社会福祉施設の職員として勤務した期間(前二号に掲げる期間に該当する期間を除く。) （乳児院における養育） 第九条 条例第二十八条第一項に規定する養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄の世話、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動を提供するとともに、乳幼児の健康状態を把握し、条例第十四条第一項に規定する健康診断及び必要に応じた感染症等の予防処置を実施することとする。	2 看護師の数は、七人以上とする。ただし、その一人を除き、保育士又は児童指導員をもつてこれに代えることができる。 （乳児院の長の資格等） 第二十二条の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 一 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 乳児院の職員として三年以上勤務した者 四 都道府県知事(指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。第二十七条の二第一項第四号を除き、以下同じ。)が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの イ 法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間 ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間 ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。) 2 乳児院の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 （養育） 第二十三条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。 2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄^{せつ}、沐^{もく}浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。 3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。 （乳児の観察） 第二十四条 乳児院(乳幼児十人未満を入所させる
--	--	---

条例・規則・厚生省令対照表

乳児院に限る。)においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、当該乳児を観察室に入室させ、心身の状況を観察しなければならない。 (自立支援計画の策定) 第三十条 乳児院の長は、第二十八条の目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、当該乳幼児やその家庭の状況等を勘案し、自立を支援するための計画を策定しなければならない。 (業務の質の評価等) 第三十一条 乳児院は、法第三十七条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、結果を公表し、常に改善を図らなければならない。 (関係機関との連携) 第三十二条 乳児院の長は、入所している乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、区市町村保健センターその他の関係機関と連携を図らなければならない。 第四章 母子生活支援施設 (設備の基準) 第三十三条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 母子室、相談室及び集会、学習等を行う室を設けること。 二 乳幼児を入所させる母子生活支援施設は、付近の保育所又は児童厚生施設が利用できない等の理由により必要がある場合は、保育所の設備に準ずる設備を設けること。 三 乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設にあつては静養室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設にあつては医務室及び静養室を設けること。 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。 (職員) 第三十四条 母子生活支援施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。 一 母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。） 二 嘱託医 三 少年を指導する職員 四 調理員又はこれに代わる者 2 母子生活支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる母子（合計して十人以上となる場合に限る。）に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第二	(母子生活支援施設の設備の基準) 第十条 条例第三十三条第四号に規定する規則で定める基準は、母子室については、面積を三十平方メートル以上とし、調理設備、浴室及び便所を設け、一世帯につき一室以上とすることとする。	乳児院を除く。)においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。 (自立支援計画の策定) 第二十四条の二 乳児院の長は、第二十三条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。 (業務の質の評価等) 第二十四条の三 乳児院は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (関係機関との連携) 第二十五条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。 第四章 母子生活支援施設 (設備の基準) 第二十六条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。 二 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯につき一室以上とすること。 三 母子室の面積は、三十平方メートル以上であること。 四 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。 五 乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。 (職員) 第二十七条 母子生活支援施設には、母子支援員(母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。 2 心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこ
--	---	--

条例・規則・厚生省令対照表

十六条第五項の規定を準用する。 3 母子生活支援施設は、配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合は、個別対応職員を置かなければならない。 4 母子支援員及び少年を指導する職員の員数については、規則で定める基準を満たさなければならない。 (母子生活支援施設の長の資格等) 第三十五条 母子生活支援施設の長は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 一 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。） 二 社会福祉士の資格を有する者 三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者 四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則に定める基準を満たすもの 2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。 (母子支援員の資格) 第三十六条 母子支援員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。 一 地方厚生局長（厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十八条に規定する地方厚生局の長をいう。以下同じ。）又は地方厚生支局長（同法第十九条に規定する地方厚生支局の長をいう。以下同じ。）の指定する児童福祉施	(母子生活支援施設の職員の配置) 第十一条 条例第三十四条第四項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一 母子支援員の員数は、母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる母子生活支援施設にあつては二人以上、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあつては三人以上とすること。 二 少年を指導する職員の員数は、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあつては、二人以上とすること。 (母子生活支援施設の長の資格) 第十二条 条例第三十五条第一項第四号に規定する規則で定める基準については、第八条の規定を準用する。	れに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。 5 母子支援員の数は、母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては二人以上、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては三人以上とする。 6 少年を指導する職員の数は、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、二人以上とする。 (母子生活支援施設の長の資格等) 第二十七条の二 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者 四 都道府県知事(指定都市にあつては指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。)が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間 ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間 ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。） 2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 (母子支援員の資格) 第二十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
--	---	--

条例・規則・厚生省令対照表

(設備の基準) 第四十一条 保育所（乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所に限る。）は、次に掲げる基準を満たさなければならない。 一 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。 二 乳児室又はほふく室は、保育に必要な用具を備えること。 三 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。 2 保育所（満二歳以上の幼児を入所させる保育所に限る。）は、次に掲げる基準を満たさなければならない。 一 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。第三号において同じ。）、医務室、調理室及び便所を設けること。 二 保育室又は遊戯室は、保育に必要な用具を備えること。 三 満二歳以上の幼児一人につき、保育室又は遊戯室の面積にあつては一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積にあつては三・三平方メートル以上とすること。 3 保育所は、乳児室若しくはほふく室又は保育室若しくは遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階以上に設ける場合は、規則で定める基準を満たさなければならない。	(保育所の設備の基準) 第十四条 条例第四十一条第三項に規定する規則で定める基準は、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける場合にあつては第一号、第二号及び第六号に、三階以上に設ける場合にあつては第二号から第八号までに該当することとする。 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。 二 保育室等を設ける次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備を一以上設けること。 <table> <tr> <th>階</th><th>区分</th><th>施設又は設備</th></tr> <tr> <td rowspan="2">二階</td><td>常用</td><td> 1 屋内階段 2 屋外階段 </td></tr> <tr> <td>避難用</td><td> 1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階まで </td></tr> </table>	階	区分	施設又は設備	二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階まで	(設備の基準) 第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び第九十四条第二項において同じ。)、調理室及び便所を設けること。 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。 イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。 ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。 <table> <tr> <th>階</th><th>区分</th><th>施設又は設備</th></tr> <tr> <td>二階</td><td>常用</td><td> 1 屋内階段 2 屋外階段 </td></tr> <tr> <td></td><td>避難用</td><td> 1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー </td></tr> </table>	階	区分	施設又は設備	二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段		避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー
階	区分	施設又は設備																	
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段																	
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階まで																	
階	区分	施設又は設備																	
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段																	
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー																	

条例・規則・厚生省令対照表

				の部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。)			3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
				2 待避上有効なバルコニー			4 屋外階段
				3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備			
				4 屋外階段			
	三階	常用		1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
				2 屋外階段			2 屋外階段
		避難用		1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。)		避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。)
				2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備			2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
				3 屋外階段			3 屋外階段
	四階以上	常用		1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号	四階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号

		3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。)
		2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行

条例・規則・厚生省令対照表

			に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。
（保育所の設備の基準の特例） 第四十二条 第十三条第一項の規定にかかわらず、規則で定める基準を満たす保育所は、当該保育所に入所している満三歳以上の幼児に対する食事を当該保育所外で調理し、搬入する方法により提供することができる。ただし、当該保育所で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	（保育所の設備の基準の特例） 第十五条 条例第四十二条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。	に規定する構造の屋内階段 避難用 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	三 前号に掲げる施設及び設備を避難上有効な位置に設け、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けること。 四 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分を建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画すること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けること。 イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを設けること。 ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置を設け、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置を講じること。 五 保育所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。 六 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を設けること。 七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設けること。 八 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理を施されたものを使用していること。	（保育所の設備の基準の特例） 第三十二条の二 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されているこ

条例・規則・厚生省令対照表

(職員) 第四十三条 保育所は、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。 (保育時間等) 第四十四条 保育所における保育時間は、原則として一日につき八時間とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し、保育所の長がこれを定める。 2 保育所における開所時間は、規則に定める基準によるものとする。 <td> 保すること。 二 当該保育所又は他の施設、保健所、区市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者については、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等に適切に対応できる者としてすること。 四 食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 (保育所の職員) 第十六条 条例第四十三条第二項に規定する規則で定める基準は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上を保育士の員数とすることとする。ただし、保育所一につき二人を下回らないものとする。 2 前項の規定にかかわらず、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項及び第三項による認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、満三歳以上満四歳に満たない短時間利用児(幼稚園（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の規定による幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に一日に四時間程度利用する幼児をいう。以下同じ。）おおむね三十五人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない長時間利用児（一日に八時間程度利用する幼児をいう。以下同じ。）おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、満四歳以上の長時間利用児おおむね三十人につき一人以上を保育士の員数とすることができる。ただし、保育所一につき二人を下回らないものとする。 (保育所の開所時間) 第十七条 条例第四十四条第二項に規定する規則で定める基準は、原則として十一時間を開所時間とすることとする。 <td> と。 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。 四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 (職員) 第三十三条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。))第七条第一項に規定する認定こども園をいう。))である保育所(以下「認定保育所」という。))にあつては、幼稚園(学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))と同様に一日に四時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。))おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。))おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上)とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。 (保育時間) 第三十四条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。 </td></td>	保すること。 二 当該保育所又は他の施設、保健所、区市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者については、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等に適切に対応できる者としてすること。 四 食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 (保育所の職員) 第十六条 条例第四十三条第二項に規定する規則で定める基準は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上を保育士の員数とすることとする。ただし、保育所一につき二人を下回らないものとする。 2 前項の規定にかかわらず、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項及び第三項による認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、満三歳以上満四歳に満たない短時間利用児(幼稚園（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の規定による幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に一日に四時間程度利用する幼児をいう。以下同じ。）おおむね三十五人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない長時間利用児（一日に八時間程度利用する幼児をいう。以下同じ。）おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、満四歳以上の長時間利用児おおむね三十人につき一人以上を保育士の員数とすることができる。ただし、保育所一につき二人を下回らないものとする。 (保育所の開所時間) 第十七条 条例第四十四条第二項に規定する規則で定める基準は、原則として十一時間を開所時間とすることとする。 <td> と。 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。 四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 (職員) 第三十三条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。))第七条第一項に規定する認定こども園をいう。))である保育所(以下「認定保育所」という。))にあつては、幼稚園(学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))と同様に一日に四時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。))おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。))おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上)とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。 (保育時間) 第三十四条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。 </td>	と。 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。 四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 (職員) 第三十三条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。))第七条第一項に規定する認定こども園をいう。))である保育所(以下「認定保育所」という。))にあつては、幼稚園(学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))と同様に一日に四時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。))おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。))おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上)とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。 (保育時間) 第三十四条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。
--	--	---

条例・規則・厚生省令対照表

(保育の内容) 第四十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うものとする。 (保護者との連絡) 第四十六条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 (公正な選考) 第四十七条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所は、同法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考する場合は、公正な方法により行わなければならない。 (利用料) 第四十八条 保育所が、法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による保育料(以下この条において「徴収金等」という。)に係る乳幼児に対して提供するサービス（当該徴収金等を支払う保護者等の選定により提供されるものを除く。）に関し、徴収金等以外に当該保護者等から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用及び当該費用の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。 第六章 児童厚生施設 (設備の基準) 第四十九条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 屋外の児童厚生施設は、広場、遊具及び便所を設けること。 二 屋内の児童厚生施設は、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。 (職員) 第五十条 児童厚生施設は、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。 2 児童の遊びを指導する者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 保育士の資格を有する者 三 社会福祉士の資格を有する者 四 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの	(保育の内容) 第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。 (保護者との連絡) 第三十六条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 (公正な選考) 第三十六条の二 就学前保育等推進法第十条第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。 (利用料) 第三十六条の三 法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料(以下この条において「徴収金等」という。)以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。 第六章 児童厚生施設 (設備の基準) 第三十七条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。 (職員) 第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。 2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 保育士の資格を有する者 三 社会福祉士の資格を有する者 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
--	---

条例・規則・厚生省令対照表

五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 六 前各号に掲げる者のほか、規則で定める基準を満たすもの (遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項) 第五十一条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、地域における健全育成活動の推進を図るよう行うものとする。 (保護者との連絡) 第五十二条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動について、当該児童の保護者に連絡しなければならない。 第七章 児童養護施設 (設備の基準) 第五十三条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。 二 児童三十人以上を入所させる児童養護施設には、前号の設備に加えて、医務室及び静養室を設けること。 三 入所している児童の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設	(児童厚生施設の職員) 第十八条 条例第五十条第二項第六号に規定する規則で定める基準は、次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都知事）が適当と認めたこととする。 一 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者 二 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 三 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を卒業した者 四 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者 (児童養護施設の設備の基準) 第十九条 条例第五十三条第四号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、面積は一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、面積は一人につき三・三平方メートル以上とする。 二 入所している児童の年齢等に応じ、居室を男子と女子とに区別して設けること。 三 便所は、男子用と女子用とに区別して設けること。ただし、少数の児童を対象として設ける場合は、この限りでない。	五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項) 第三十九条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。 (保護者との連絡) 第四十条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。 第七章 児童養護施設 (設備の基準) 第四十一条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。 二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。 三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。 五 児童三十人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。 六 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設
--	---	--

条例・規則・厚生省令対照表

設備」という。)を設けること。 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。 (職員) 第五十四条 児童養護施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 一 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。) 二 嘱託医 三 保育士 四 個別対応職員 五 家庭支援専門相談員 六 栄養士 七 調理員 八 看護師（乳児が入所している施設に限る。） 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3 児童養護施設は、心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第二十六条第五項の規定を準用する。 4 児童養護施設は、実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければならない。 5 児童指導員、保育士及び看護師の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。 (児童養護施設の長の資格等) 第五十五条 児童養護施設の長は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 一 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）	(児童養護施設の職員) 第二十条 条例第五十四条第五項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一 児童指導員及び保育士の総数は、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五・五人につき一人以上とすること。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、当該総数に一人以上を加えるものとする。 二 看護師の員数は、乳児おおむね一・六人につき一人以上とすること。ただし、一人を下回らないものとする。	備」という。)を設けること。 (職員) 第四十二条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。 4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。 6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五・五人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。 7 看護師の数は、乳児おおむね一・六人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。 (児童養護施設の長の資格等) 第四十二条の二 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
--	--	--

条例・規則・厚生省令対照表

二 社会福祉士の資格を有する者 三 児童養護施設の職員として三年以上勤務した者 四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める基準を満たすもの 二 児童養護施設の長は、二年に一回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。 (児童指導員の資格) 第五十六条 児童指導員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 精神保健福祉士の資格を有する者 四 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者 五 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第百二条第二項の規定により大学院（同法第九十七条の規定による大学院をいう。以下同じ。）への入学を認められた者 六 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を卒業した者 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者 八 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの 九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を	(児童養護施設の長の資格) 第二十一条 条例第五十五条第一項第四号に規定する規則で定める基準については、第八条の規定を準用する。	二 社会福祉士の資格を有する者 三 児童養護施設の職員として三年以上勤務した者 四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間 ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間 ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。） 二 児童養護施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 (児童指導員の資格) 第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 精神保健福祉士の資格を有する者 四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 五 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの 九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を
---	---	--

条例・規則・厚生省令対照表

有する者であつて、知事が適當と認めたもの 十 三年以上児童福祉事業に従事した者で、知事が適當と認めたもの (養護) 第五十七条 児童養護施設における養護は、児童の安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健全な成長と自立の支援を目的として行わなければならない。 (生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整) 第五十八条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるよう行わなければならない。 2 児童養護施設における学習指導は、児童が適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の支援により行わなければならない。 3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童が適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び実習、講習その他の支援により行わなければならない 4 児童養護施設における家庭環境の調整に当たっては、入所している児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。 (自立支援計画の策定及び業務の質の評価等) 第五十九条 児童養護施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第三十条及び第三十一条の規定を準用する。この場合において、第三十条中「第二十八条」とあるのは「第五十七条」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第三十一条中「第三十七条」とあるのは「第四十一条」と読み替えるものとする。 (児童と起居を共にする職員) 第六十条 児童養護施設の長は、児童指導員又は保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。 (関係機関との連携) 第六十一条 児童養護施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と連携を図らなくてはならない。		有する者であつて、都道府県知事が適當と認めたもの 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適當と認めたもの (養護) 第四十四条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健全な成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。 (生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整) 第四十五条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。 2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。 3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。 4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。 (自立支援計画の策定) 第四十五条の二 児童養護施設の長は、第四十四条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。 (業務の質の評価等) 第四十五条の三 児童養護施設は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (児童と起居を共にする職員) 第四十六条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。 (関係機関との連携) 第四十七条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。
---	--	--

条例・規則・厚生省令対照表

<u>第八章 福祉型障害児入所施設（設備の基準）</u> <u>第六十二条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</u> 一 <u>児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。</u> 二 <u>主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。</u> 三 <u>主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</u> イ <u>遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備</u> ロ <u>浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</u> 四 <u>主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。</u> 五 <u>主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</u> イ <u>訓練室及び屋外訓練場</u> ロ <u>浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</u> 六 <u>主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。</u> 七 <u>前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。</u> <u>（職員）</u> <u>第六十三条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</u> 一 嘱託医	<u>（福祉型障害児入所施設の設備の基準）</u> <u>第二十二条 条例第六十二条第七号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u> 一 <u>児童の居室の一室の定員は四人以下とし、面積は一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、面積は一人につき三・三平方メートル以上とする。</u> 二 <u>入所している児童の年齢等に応じ、居室を男子と女子とに区別して設けること。</u> 三 <u>便所は、男子用と女子用とに区別して設けること。</u> <u>（福祉型障害児入所施設の職員）</u> <u>第二十三条 条例第六十三条第十一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u>	第八章 福祉型障害児入所施設（設備の基準） 第四十八条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。 二 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。 三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。 イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備 ロ 浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備 四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。 五 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。 イ 訓練室及び屋外訓練場 ロ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 六 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。 七 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。 八 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。 九 便所は、男子用と女子用とを別にすること。 （職員） 第四十九条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる
--	---	---

条例・規則・厚生省令対照表

二 児童指導員 三 保育士 四 栄養士 五 調理員 六 児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設は、第一項に規定する職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第二項の規定を準用する。 5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 6 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第一項の規定を準用する。 7 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。	一 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とすること。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、当該総数に一以上を加えるものとする。 二 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の員数は、児童おおむね二十人につき一人以上とすること。 三 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とすること。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、当該総数に一人以上を加えるものとする。 四 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とすること。	施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。 4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第二項の規定を準用する。 6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第三項の規定を準用する。 7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。 9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第一項の規定を準用する。 10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。 12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とする。
--	---	---

条例・規則・厚生省令対照表

<u>9 福祉型障害児入所施設は、心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合にあつては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあつては職業指導員を置かなければならない。</u> <u>10 心理指導担当職員の資格については、第二十六条第五項の規定を準用する。</u> <u>11 児童指導員、保育士及び看護師の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。</u> <u>(生活指導、学習指導及び職業指導)</u> <u>第六十四条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、可能な限り社会に適応できるよう行わなければならない。</u> <u>2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第五十八条第二項の規定を準用する。</u> <u>3 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう行わなければならない。</u> <u>4 前項の規定によるもののほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第五十八条第三項の規定を準用する。</u> <u>(入所支援計画の作成)</u> <u>第六十五条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、当該計画に基づき当該児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、当該障害児入所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより当該児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。</u> <u>(児童と起居を共にする職員)</u> <u>第六十六条 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第六十条の規定を準用する。</u> <u>(保護者等との連絡)</u> <u>第六十七条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、協力を求めなければならない。</u> <u>(心理学的及び精神医学的診査)</u> <u>第六十八条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験に及んではならない。</u> <u>(入所した児童に対する健康診断)</u>	14 心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。 15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 (生活指導及び学習指導) 第五十条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適応するようこれを行わなければならない。 2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第四十五条第二項の規定を準用する。 (職業指導を行うに当たつて遵守すべき事項) 第五十一条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。 2 前項に規定するほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第四十五条第三項の規定を準用する。 (入所支援計画の作成) 第五十二条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。 (児童と起居を共にする職員) 第五十三条 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第四十六条の規定を準用する。 (保護者等との連絡) 第五十四条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。 (心理学的及び精神医学的診査) 第五十五条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたつてはならない。 (入所した児童に対する健康診断)
---	--

条例・規則・厚生省令対照表

<u>第六十九条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十四条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療が可能な者については、可能な限り治療しなければならない。</u> <u>2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十四条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所の継続の必要性について考慮しなければならない。</u> 第九章 医療型障害児入所施設 (設備の基準) <u>第七十条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</u> 一 医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。 二 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。 三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業の指導に必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。 四 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体機能の不自由を助ける設備を設けること。 (職員) <u>第七十一条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。</u> 一 医療法に規定する病院として必要な職員 二 児童指導員 三 保育士 四 児童発達支援管理責任者 <u>2 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設は、前項各号に掲げる職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。</u> <u>3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。</u>	(医療型障害児入所施設の職員) <u>第二十四条 条例第七十一条第六項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u> 一 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童の数を六・七で除して得た数以上とすること。 二 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士	第五十六条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。 2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。 第八章の二 医療型障害児入所施設 (設備の基準) 第五十七条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。 二 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。 三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。 四 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体機能の不自由を助ける設備を設けること。 (職員) 第五十八条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。 2 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。 3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。 4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。 5 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総
--	--	--

条例・規則・厚生省令対照表

4 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設は、第二項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。 5 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。 6 児童指導員及び保育士の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。 （準用） 第七十二条 第六十条、第六十四条及び第六十七条の規定は、医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。）について準用する。 2 第六十五条の規定は、医療型障害児入所施設について準用する。 3 第六十八条の規定は、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設について準用する。 4 第六十九条第二項の規定は、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設について準用する。 第十章 福祉型児童発達支援センター（設備の基準） 第七十三条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。 一 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。	の総数は、乳幼児おおむね十人につき一人以上、少年おおむね二十人につき一人以上とすること。 6 主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、第三項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。 7 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。 （児童と起居を共にする職員等） 第六十一条 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第四十六条、第五十条、第五十一条及び第五十四条の規定を準用する。 2 医療型障害児入所施設の長の計画の作成については、第五十二条の規定を準用する。 （心理学的及び精神医学的診査） 第五十九条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査については、第五十五条の規定を準用する。 （入所した児童に対する健康診断） 第六十条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。 第八章の三 福祉型児童発達支援センター（設備の基準） 第六十二条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。 一 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。 二 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。	数は、通じて、乳幼児おおむね十人につき一人以上、少年おおむね二十人につき一人以上とする。 6 主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、第三項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。 7 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。 （児童と起居を共にする職員等） 第六十一条 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第四十六条、第五十条、第五十一条及び第五十四条の規定を準用する。 2 医療型障害児入所施設の長の計画の作成については、第五十二条の規定を準用する。 （心理学的及び精神医学的診査） 第五十九条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査については、第五十五条の規定を準用する。 （入所した児童に対する健康診断） 第六十条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。 第八章の三 福祉型児童発達支援センター（設備の基準） 第六十二条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。 一 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。 二 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。
--	--	--

条例・規則・厚生省令対照表

5 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第一項各号に掲げる職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 6 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 7 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護師の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。 (保護者等との連絡) 第七十五条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導につき、協力を求めなければならない。 (準用) 第七十六条 第六十四条第一項及び第六十五条の規定は、福祉型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、第六十五条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。 2 第六十八条の規定は、主として知的障害のある児童を通所させる福祉型児童発達支援センターについて準用する。 3 第六十九条第一項の規定は、主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、同項中「盲ろうあの原因」とあるのは、「難聴の原因」と読み替えるものとする。 第十一章 医療型児童発達支援センター(設備の基準) 第七十七条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。 一 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。 二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便	童の数を四で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士の員数は、四人以上でなければならない。 三 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護師の総数は、おおむね児童の数を四で除して得た数以上とすること。	の数を四で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。 7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。 9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。 (保護者等との連絡) 第六十五条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱つた児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。 (生活指導及び計画の作成) 第六十四条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については、第五十条第一項及び第五十二条の規定を準用する。 (心理学的及び精神医学的診査) 第六十七条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第五十五条の規定を準用する。 (入所した児童に対する健康診断) 第六十六条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。 第八章の四 医療型児童発達支援センター(設備の基準) 第六十八条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。 一 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。 二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便
--	---	---

条例・規則・厚生省令対照表

績で修得したことにより、学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。 4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 5 前各項に規定する職員のほか、職員の員数は規則で定める基準を満たさなければならない。 (情緒障害児短期治療施設の長の資格等) 第八十二条 情緒障害児短期治療施設の長は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者で、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 一 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。） 二 社会福祉士の資格を有する者 三 情緒障害児短期治療施設の職員として三年以上勤務した者 四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める基準を満たすもの 2 情緒障害児短期治療施設の長は、二年に一回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。 (心理療法、生活指導及び家庭環境の調整) 第八十三条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童が社会に適応できるようその能力の回復を図り、当該児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。	(情緒障害児短期治療施設の職員) 第二十八条 条例第八十一条第五項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一 心理療法担当職員の員数は、おおむね児童十人につき一人以上とすること。 二 児童指導員及び保育士の総数は、おおむね児童四・五人につき一人以上とすること。 (情緒障害児短期治療施設の長の資格) 第二十九条 条例第八十二条第一項第四号に規定する規則で定める基準については、第八条の規定を準用する。	規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。 4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とする。 6 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童四・五人につき一人以上とする。 (情緒障害児短期治療施設の長の資格等) 第七十四条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 情緒障害児短期治療施設の職員として三年以上勤務した者 四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間 ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間 ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。） 2 情緒障害児短期治療施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 (心理療法、生活指導及び家庭環境の調整) 第七十五条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。
--	--	--

条例・規則・厚生省令対照表

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整に当たっては、入所している児童の保護者に当該児童の状態及び能力を説明するとともに、当該児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。 (自立支援計画の策定及び業務の質の評価等) 第八十四条 情緒障害児短期治療施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第三十条及び第三十一条の規定を準用する。 この場合において、第三十条中「第二十八条」とあるのは「第八十三条第一項」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第三十一条中「第三十七条」とあるのは「第四十三条の五」と読み替えるものとする。 (児童と起居をともしする職員) 第八十五条 情緒障害児短期治療施設における児童と起居をともしする職員については、第六十条の規定を準用する。 (関係機関との連携) 第八十六条 情緒障害児短期治療施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、区市町村保健センターその他の関係機関と連携を図らなくてはならない。 第十三章 児童自立支援施設 (設備の基準) 第八十七条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備の基準については、学校教育法第三条の規定による小学校、中学校又は特別支援学校の設置基準における設備に係る規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合は、この限りでない。 2 前項に規定する学科指導に関する設備以外の設備については、第五十三条第一号から第三号までの規定を準用するほか、規則で定める基準を満たさなければならない。 (職員) 第八十八条 児童自立支援施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 一 児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。） 二 児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。） 三 嘱託医 四 医師又は嘱託医（精神科の診療に相当の経験を有する者に限る。） 五 個別対応職員 六 家庭支援専門相談員

条例・規則・厚生省令対照表

2 児童自立支援施設の長は、二年に一回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。 (児童自立支援専門員の資格) 第九十条 児童自立支援専門員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。 一 医師（精神保健に関して学識経験を有する者に限る。） 二 社会福祉士の資格を有する者 三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 四 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの 五 その他規則で定める基準を満たす者	は、社会福祉に関する事業に従事した期間 三 社会福祉施設の職員として勤務した期間（前二号に掲げる期間に該当する期間を除く。） (児童自立支援専門員の資格) 第三十三条 条例第九十条第五号 に規定する規則で定める基準は、次のいずれかに該当することとする。 一 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を卒業した者又は大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一号から第三号までに掲げる期間の合計が二年以上であるもの 二 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一号から第三号までに掲げる期間の合計が二年以上であるもの 三 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一号から第三号までに掲げる期間の合計が二年以上であるもの 四 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつ	つては、社会福祉事業に従事した期間 ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。） 2 児童自立支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 (児童自立支援専門員の資格) 第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を
--	---	--

条例・規則・厚生省令対照表

場合を含む。）、第五十六条第四号及び第五号並びに第八十一条第三項に規定する大学は大学令（大正七年勅令第三百八十八号）第一条の規定による大学を含むものとする。	一条の規定による大学を含むものとする。	八条第二項第六号イ、第四十二条第四項、第四十三条第四号、第七十五条第三項、第八十条第四項及び第八十二条第四号にいう大学は、大学令の規定による大学を含むものとする。 （経過規定） 第九十一条 この省令施行の際、現に児童福祉施設において、その長、寮母、児童厚生員、児童指導員、教護又は教母の業務を行う者は、この省令の規定にかかわらず、昭和二十七年十二月三十一日まで、なおその業務に従事することができる。 2 この省令施行の際、現に存する児童福祉施設であつて、土地の状況その他特別の事由により、その設備及び職員の数につき、この省令で定める規定により難いときは、当該児童福祉施設は、昭和二十四年十二月三十一日まで、これによらないことができる。ただし、国及び都道府県以外の者の設置する児童福祉施設においては、都道府県知事の認可を受けなければならない。 3 この省令施行の際、現に存する国及び都道府県以外の者の設置する児童福祉施設は、この省令施行の日から六月の間は、その設備及び職員の数につき、前項ただし書の認可があつたものとみなす。 第九十二条 この省令施行の際、現に存する保育所であつて、第三十二条第二号、第三号及び第六号に定める基準により難い事情があるときは、この省令施行後六月以内に、都道府県知事に事情を具申しなければならない。 2 前項の具申があつたときは、都道府県知事は、地方児童福祉委員会の意見を聴き、その具申に相当の理由があると認めるときは、意見を付し、これを厚生大臣に進達しなければならない。 3 前項の進達を受けとつたときは、厚生大臣は、中央児童福祉委員会の意見を聴き、その進達に相当の理由があると認めるときは、一定の期間を限り、第三十二条第二号、第三号及び第六号に定める基準によらないことができる。 第九十三条 児童福祉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十五号）附則第五条に規定する者については、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行後三年間は、この省令の適用に関して、保育士とみなす。 （特例幼保連携保育所の特例） 第九十四条 就学前保育等推進法第三条第三項の都道府県で定める条例に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満二歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満二歳以上満三歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、
---	----------------------------	---

条例・規則・厚生省令対照表

		それぞれ同表の下欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第三十二条第六号の規定を適用しないことができる。 <table><tr><td>学級数</td><td>面積</td></tr><tr><td>1 学級</td><td>180 平方メートル</td></tr><tr><td>2 学級以上</td><td>320+100×（学級数－2）平方メートル</td></tr></table> 2 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積と満二歳以上満三歳に満たない幼児につき第三十二条第六号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。 <table><tr><td>学級数</td><td>面積</td></tr><tr><td>2 学級以下</td><td>330+30×（学級数－1）平方メートル</td></tr><tr><td>3 学級以上</td><td>400+80×（学級数－3）平方メートル</td></tr></table> 3 特例幼保連携保育所であつて、満三歳以上の幼児につき第三十三条第二項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定（満三歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して都道府県知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。 4 前項の規定による都道府県知事の承認の有効期間は、その承認をした日から三年とする。 5 前項の規定に関わらず、第三項の規定による都道府県知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を六年とすることができる。 6 前各項の規定は、就学前保育等推進法第三条第三項の都道府県で定める条例に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第三項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。 附 則（昭和二十八年二月四日厚生省令第四号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和三十一年九月二十二日厚生省令第三十三号）	学級数	面積	1 学級	180 平方メートル	2 学級以上	320+100×（学級数－2）平方メートル	学級数	面積	2 学級以下	330+30×（学級数－1）平方メートル	3 学級以上	400+80×（学級数－3）平方メートル
学級数	面積													
1 学級	180 平方メートル													
2 学級以上	320+100×（学級数－2）平方メートル													
学級数	面積													
2 学級以下	330+30×（学級数－1）平方メートル													
3 学級以上	400+80×（学級数－3）平方メートル													

条例・規則・厚生省令対照表

		この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和三十三年十二月二十四日厚生省令第五十号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和三十九年五月十一日厚生省令第二十一号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四十年十二月二十八日厚生省令第五十五号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、昭和四十一年一月一日から施行する。 附 則（昭和四十二年十月十一日厚生省令第四十六号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四十四年五月二十日厚生省令第十二号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四十五年七月二十日厚生省令第四十五号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和四十五年九月二十一日厚生省令第五十一号） この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。 附 則（昭和四十八年四月二十六日厚生省令第二十号） 1 この省令は、公布の日から施行する。 2 この省令の施行の際現に存する肢体不自由児施設については、この省令による改正後の児童福祉施設最低基準第九十二条の九第一号の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。 附 則（昭和五十二年三月十五日厚生省令第八号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和五十三年九月十三日厚生省令第六十二号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（昭和五十四年五月一日厚生省令第十九号） 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第九十二条の五第四項を削り同条第五項を同条第四項とする改正規定は、昭和五十四年十月一日から施行する。 2 この省令の公布の日から昭和五十四年九月三十日までの間は、改正後の第六十八条第一項ただし書（改正後の第七十八条第一項及び第八十四条の五において準用する場合を含む。）、第八十八条第一項ただし書及び同条第四項ただし書、第九十二条の十第五項ただし書並びに第九十七条第一項ただし書中「四十人」とあるのは「七十人」と、改正後の第九十三条の九第一項中「看護婦、栄養士」とあるのは「看護婦」とする。 3 この省令の公布の日から昭和五十四年九月三十日までの間は、児童六十人以下を入所させる精神薄弱児通園施設にあつては、改正後の第八十四条の五の規定にかかわらず、事務員を置かないこと
--	--	---

条例・規則・厚生省令対照表

		ができる。 4 この省令の公布の日から昭和五十四年九月三十日までの間は、改正後の第八十八条第四項ただし書中「、栄養士を」とあるのは「栄養士を、児童六十人以下を入所させる施設にあつては事務員を」とする。 5 この省令の施行の際現に改正前の第五条第三項の規定により交付されている証明書の有効期限は、この省令の施行の日とする。 附 則（昭和五十五年三月三十一日厚生省令第十号） この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。 附 則（昭和六十年七月十二日厚生省令第三十一号）抄 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律附則第一条第三号に定める日（昭和六十年八月十二日）から、第二条中児童福祉法施行規則第三十一条及び第五十条の二の改正規定並びに第四条の規定は、同法附則第一条第五号に定める日（昭和六十一年一月十二日）から施行する。 附 則（昭和六十二年三月九日厚生省令第十二号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。 （児童福祉施設最低基準の一部改正に伴う経過措置） 第二条 この省令の施行の際現に存する乳児又は幼児通じて三十人未満を入所させる保育所については、この省令による改正前の児童福祉施設最低基準第五十一条の規定は、なお効力を有する。 附 則（平成七年二月二十七日厚生省令第五号） この省令は、平成七年四月一日から施行する。 附 則（平成八年八月十二日厚生省令第四十九号）抄 1 この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。 附 則（平成十年二月十八日厚生省令第十五号） （施行期日） 第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。 （経過規定） 第二条 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号。附則第四条において「改正法」という。）附則第五条第一項の規定により母子生活支援施設、児童養護施設若しくは児童自立支援施設とみなされる施設又はこの省令の施行の際現に存する知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲ろうあ児施設若しくは情緒障害児短期治療施設に係る第一条による改正後の児童福祉施設最低基準（以下「新基準」という。）第二十六条第三号、第四十一条第二号（第四十八条第一号若しくは第三号又は第七十九条において準用する場合を含
	3 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号）附則第五条第一項の規定により母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設とみなされる施設における第十条、第十九条第一号（第三十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第十条中「三十平方メートル」とあるのは「おおむね一人につき二・四七平方メートル」と、第十九条第一号中「四人以下とし、面積は一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、面積は一人につき三・三平方メートル以上とする。」とあるのは「十	

条例・規則・厚生省令対照表

	五人以下とし、面積は一人につき二・四七平方メートル以上とすること。」と読み替えるものとする。	む。)、第六十条第一項第三号(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第七十四条第二号の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。 第三条 この省令の施行の際現に乳児院に勤務する乳児の養育に相当の経験を有する女子に係る新基準第二十一条第三項及び第二十二条第二項の適用については、なお従前の例による。 第四条 改正法第一条による改正前の児童福祉法の規定による虚弱児施設であつて、改正法附則第五条第二項の規定により児童養護施設とみなされるものについては、当分の間、第四十二条第三項中「児童指導員及び保育士」とあるのは「児童指導員、保育士及び看護師」とする。 第五条 この省令の施行の際現に第一条による改正前の児童福祉施設最低基準(次項において旧基準という。)第八十一条各号、第八十二条各号又は第八十三条各号に該当する者は、新基準第八十一条各号、第八十二条各号又は第八十三条各号に該当する者とみなす。 2 この省令の施行前に旧基準第八十一条、第八十二条及び第八十三条に規定する児童の救護事業に従事した期間は、新基準第八十一条、第八十二条及び第八十三条に規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。 附 則(平成十年二月十八日厚生省令第十六号)抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。 附 則(平成十年四月九日厚生省令第五十一号) (施行期日) 1 この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 乳児六人以上を入所させる保育所に係る改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。 3 平成十一年三月三十一日までの間においては、前項中「保育士」とあるのは、「保母」とする。 附 則(平成十一年三月八日厚生省令第十五号)抄 1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。 附 則(平成十一年三月二十六日厚生省令第二十六号)抄 1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。 附 則(平成十二年三月二十八日厚生省令第四十四号) この省令は、平成十二年四月一日から施行する。 附 則(平成十二年六月一日厚生省令第九十九号) この省令は、公布の日から施行する。 附 則(平成十二年六月七日厚生省令第百号)抄
4 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第十五号)による改正前の児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第八十一条から第八十三条までに規定する児童の教護事業に従事した期間は、第八十九条から第九十一条までに規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。	4 平成十年四月一日において、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第十五号)附則第三条の適用を受け看護師に代えることとされた者であつて、この規則の施行の日の前日まで引き続いて当該乳児院に看護師に代えて勤務するものについては、第七条第一号及び第四号に規定する看護師に代えることができる。	
	5 乳児六人以上を入所させる保育所に係る第十六条に規定する基準の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。	

条例・規則・厚生省令対照表

		(施行期日) 1 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成十二年八月十一日厚生省令第百十二号） この省令は、平成十二年九月一日から施行する。 附 則（平成十二年十月二十日厚生省令第百二十七号）抄 (施行期日) 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。 附 則（平成十二年十月二十三日厚生省令第百二十八号）抄 (施行期日) 1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。 附 則（平成十四年二月二十二日厚生労働省令第十四号）抄 1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。 附 則（平成十四年三月二十六日厚生労働省令第三十八号）抄 (施行期日) 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。 附 則（平成十四年七月十二日厚生労働省令第九十六号）抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成十五年十一月二十九日から施行する。 附 則（平成十四年十二月二十五日厚生労働省令第百六十八号） この省令は、平成十五年一月一日から施行する。 附 則（平成十六年一月二十日厚生労働省令第一号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成十六年三月十五日厚生労働省令第二十七号） この省令は、平成十六年四月一日から施行する。 附 則（平成十六年十二月二十四日厚生労働省令第百七十八号）抄 (施行期日) 1 この省令は、平成十七年一月一日から施行する。 附 則（平成十七年二月二十五日厚生労働省令第二十二号） この省令は、平成十七年四月一日から施行し、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行規則第六条の規定は、同日以後に児童福祉司として任用しようとする者について適用する。 附 則（平成十七年四月一日厚生労働省令第七十五号）抄 (施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成十七年四月一日厚生労働省令第八十四号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成十八年三月三十一日厚生労働省
--	--	---

条例・規則・厚生省令対照表

		令第七十八号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。 附 則 (平成十八年三月三十一日厚生労働省令第八十九号) この省令は、平成十八年四月一日から施行する。 附 則 (平成十八年九月七日厚生労働省令第百五十五号) この省令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第二条中児童福祉施設最低基準第三十五条の改正規定は別に定める日から施行する。 (別に定める日＝平成二十一年四月一日) 附 則 (平成十九年三月二十七日厚生労働省令第二十九号) 1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。 2 この省令の施行の際現に、児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員(以下「児童自立支援施設の長等」という。)である者については、この省令による改正後の児童福祉施設最低基準(以下「新基準」という。)第八十一条から第八十三条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合のほか、児童自立支援施設の長等の資格については、新基準第八十一条から第八十三条までの規定にかかわらず、平成二十年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。 附 則 (平成十九年三月三十日厚生労働省令第四十三号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。 附 則 (平成十九年十二月二十五日厚生労働省令第百五十二号) この省令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。 附 則 (平成二十年二月二十七日厚生労働省令第十三号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。 附 則 (平成二十年三月二十八日厚生労働省令第五十七号) この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。 附 則 (平成二十年四月一日厚生労働省令第八十九号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二十一年三月十六日厚生労働省令第三十七号) 抄 (施行期日) 第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。 附 則 (平成二十二年四月一日厚生労働省令第五十八号) 抄
5 第八十九条から第九十一条までの規定にかかわらず、平成十九年四月一日前から児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成十九年厚生労働省令第二十九号)による改正前の児童福祉施設最低基準第八十一条から第八十三条までに規定する児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員である者については、第八十九条から第九十一条までに規定する児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員とみなす。		

条例・規則・厚生省令対照表

6 平成二十三年六月十七日前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設（同日において建築中のものを含み、同日後に全面的に改築されたものを除く。）における第二十五条第一号若しくは第二号、第三十三条第一号又は第五十三条第一号（第八十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十五条第一号中「ほふく室、相談室」とあるのは「ほふく室」と、同条第二号中「室及び相談室」とあるのは「室」と、第三十三条第一号中「相談室及び集会、学習等を行う室を設けること」とあるのは「集会、学習等を行う室、調理場、浴室及び便所を設けること。ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けないことができる」と、第五十三条第一号中「居室、相談室」とあるのは「居室」と読み替えるものとする。	6 平成二十三年六月十七日前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設（同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）における第六条第一号若しくは第二号、第十条又は第十九条第一号（第三十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第六条第一号及び第二号中「乳幼児一人につき二・四七平方メートル」とあるのは「乳児一人につき一・六五平方メートル」と、第十条中「面積を三十平方メートル以上とし、調理設備、浴室及び便所を設け、」とあるのは「面積は、おおむね一人につき三・三平方メートル」と、第十九条第一号中「四人以下とし、面積は一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、面積は一人につき三・三平方メートル以上とする。」とあるのは「十五人以下とし、その面積は一人につき三・三平方メートル以上とすること。」と読み替えるものとする。	（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二十二年六月一日厚生労働省令第七十五号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二十三年六月十七日厚生労働省令第七十一号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。 （児童福祉施設最低基準の一部改正に伴う経過措置） 第二条 この省令の施行の際現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設又は児童福祉法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という。）の建物（建築中のものを含み、この省令の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る第一条の規定による改正後の児童福祉施設最低基準（以下「新基準」という。）第十九条第一号、第二十条第一号、第二十六条第一号又は第四十一条第一号（新基準第七十九条第二項及び第二条の規定による改正後の児童福祉法施行規則（以下「新規則」という。）第三十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。 第三条 この省令の施行の際現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は一時保護施設の建物（建築中のものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る新基準第十九条第二号、第二十条第二号、第二十六条第二号若しくは第三号、第四十一条第二号（新基準第七十九条第二項及び新規則第三十五条において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第七十四条第二号の規定の適用については、なお従前の例による。 第四条 この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間においては、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設には、新基準第二十一条第一項、第二十二条第一項、第四十二条第一項、第七十五条第一項又は第八十条第一項の規定にかかわらず、個別対応職員及び家庭支援専門相談員を置かないことができる。 2 この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間においては、一時保護施設には、新規則第三十五条において準用する新基準第四十二条第一項の規定にかかわらず、個別対応職員を置
---	---	---

条例・規則・厚生省令対照表

7 平成二十三年六月十七日前から乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下この項において「乳児院等」という。）に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、第二十六条第三項、第五十四条第二項、第八十一条第四項又は第八十八条第二項の規定にかかわらず、当該乳児院等における家庭支援専門相談員となることができる。		かないことができる。 第五条 この省令の施行の際現に乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下この条において「乳児院等」という。）に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、新基準第二十一条第二項、第四十二条第二項、第七十三条第四項又は第八十条第二項の規定にかかわらず、当該乳児院等における新基準の規定による家庭支援専門相談員となることができる。 附 則（平成二十三年九月一日厚生労働省令第百十号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童福祉施設最低基準第二十四条の二の次に一条を加える改正規定、同令第二十九条の二の次に一条を加える改正規定、同令第四十五条の二の次に一条を加える改正規定、同令第七十六条の二の次に一条を加える改正規定及び同令第八十四条の二の次に一条を加える改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。 （児童福祉施設最低基準の一部改正に伴う経過措置） 第二条 この省令の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長である者については、第一条の規定による改正後の児童福祉施設最低基準第二十二条の二第一項、第二十七条の二第一項、第四十二条の二第一項又は第七十五条の二第一項の規定は、適用しない。 附 則（平成二十三年九月三十日厚生労働省令第百二十三号） この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。 附 則（平成二十三年十月七日厚生労働省令第百二十七号） この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 附 則（平成二十三年十二月二十一日厚生労働省令第百四十九号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二十三年十二月二十八日厚生労働省令第百五十七号） この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。 附 則（平成二十四年二月三日厚生労働省令第十七号） （施行期日） 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。 （経過措置） 第二条 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第七十一号）の施行の際現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第四十二条に規定する知的障害児施設又は旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみ
8 平成二十三年九月一日前から乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長である者については、第二十七条第一項、第三十五条第一項、第五十五条第一項又は第八十二条第一項の規定にかかわらず、当該施設の長である者とみなす。		
	7 平成二十三年六月十七日前から存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第四十二条に規定する知的障害児施設又は旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみ	

条例・規則・厚生省令対照表

	により利用されるものを除く。)であって、整備法附則第三十四条第一項の規定により整備法第五条による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）における第二十二條第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「四人」とあるのは「十五人」と、「四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、面積は一人につき三・三平方メートル以上とする」とあるのは「三・三平方メートル以上とすること」と読み替えるものとする。	福祉法」という。）第四十二条に規定する知的障害児施設又は旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）であって、整備法附則第三十四条第一項の規定により整備法第五条による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（同令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、この省令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。）第四十八条第七号の規定を適用する場合においては、同号中「四人」とあるのは「十五人」と、「四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする」とあるのは「三・三平方メートル以上とすること」とする。
	8 平成二十四年四月一日前から存する旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）であって、整備法附則第三十四条第一項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第二十二條の規定は、適用しない。	第三条 この省令の施行の際現に存する旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）であって、整備法附則第三十四条第一項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、新基準第四十八条第七号から第九号までの規定は、適用しない。
	9 平成二十四年四月一日前から存する旧児童福祉法第四十三条に規定する知的障害児通園施設であって、整備法附則第三十四条第二項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものにおける第二十六條第一号の規定の適用については、同号中「おおむね児童の数を四で除して得た数」とあるのは、「おおむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数」と読み替えるものとする。	第四条 この省令の施行の際現に存する旧児童福祉法第四十三条に規定する知的障害児通園施設であって、整備法附則第三十四条第二項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新基準第六十三条第二項の規定の適用については、同条第二項中「通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上」とあるのは、「通じておおむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数」とする。
	10 平成二十四年四月一日前から存する旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であって、整備法附則第三十四条第二項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものにおける第二十六條第二号の規定の適用については、同号中「言語聴覚士及び」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）、言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）及び」と、「言語聴覚士の員数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の員数	2 この省令の施行の際現に存する旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であって、整備法附則第三十四条第二項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新基準第六十三条第六項の適用については、同条第六項中「言語聴覚士及び」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）、言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）及び」と、「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴

条例・規則・厚生省令対照表

 附 則（平成二十四年条例第百三十八号） この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。 ただし、第二十六条及び第三十四条の改正規定は、 同年四月一日から施行する。 	 は、それぞれ二人」と読み替えるものとする。 附 則（平成二十四年規則第百七十二号） この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。 ただし、第七条第一号、第十一条、第二十条及び第 二十三条第二号の改正規定並びに第二十六条の改正 規定（「五人」を「四・五人」に改める部分に限る。） は、同年四月一日から施行する。 	能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人」とする。 （児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の一部改正） 第五条 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の一部を次のように改正する。 附則第五条中「第七十五条第四項」を「第七十三条第四項」に改める。 附 則（平成二十四年三月二十八日厚生労働省令第四十一号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二十四年五月三十一日厚生労働省令第八十八号） この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。
---	--	--